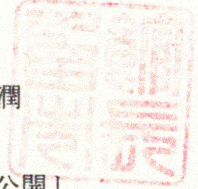


公文書非公開決定通知書

令和5年(2023年)10月6日

工藤 篤 様

函館市長 大 泉 潤



令和5年9月29日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおり公開しないことと決定したので、函館市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

| | |
|--------------|---|
| 公文書の名称または内容等 | 先の定例会一般質問の際、平成28年7月28日施行の旧ロシア領事館の不動産鑑定書を(有)森元不動産鑑定事務所に依頼した後の経緯等について、市は「旧ロシア領事館の不動産鑑定書の依頼につきましては、依頼文に誤記はありましたが、その後のやり取りにおいて、市の鑑定依頼の意図は伝わっており、森元不動産鑑定事務所から、不動産鑑定評価書が提出され、費用を同事務所宛てに、お支払いをしたところでございます。」と答弁されたが、「その後のやり取り」を示す関係書類の一切及びそれらを裏付ける法的な根拠 |
| 公開しない理由 | <input type="checkbox"/> 函館市情報公開条例第7条第 号に該当 <input checked="" type="checkbox"/> 請求に係る公文書を保有していないため (記録した文書など関係する文書を作成していないため、当該公文書は保有していません。) |
| ※ 時 限 性 公 開 | 年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。 |
| 問 合 せ 先 | 企画部国際・地域交流課 電話21-3634 |
| 備 考 | |

注 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。